

固定式炭酸ガス消火装置のガス放出量に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式炭酸ガス消火装置のガス放出量に関する事項

改正理由

(1) 火災安全設備コード (FSS コード) 5 章 2.2.1.7 規則においては、コンテナ貨物区域及び一般的な貨物区域に対し、炭酸ガス放出量を 3 段階で設定できる制御装置を備える旨規定されているが、当該放出量の基準が最大の貨物区域の容積なのか、各貨物区域の容積に応じて定めるのかが明確に規定されていない。

このため、IMO において明確化を図るべく検討が行われた結果、2015 年 3 月に開催された第 2 回船舶設備小委員会 (SSE2) において、当該 3 段階の設定は最大の貨物区域の容積を基準とする旨の統一解釈案が作成され、2016 年 5 月に開催された第 96 回海上安全委員会 (MSC96) において MSC.1/Circ.1528 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1528 に基づき、関連規定を改めた。

(2) 本会規則においては、機関室を保護するための炭酸ガスの量を定めるにあたって、従来より、国内法等も参考の上、始動用空気タンクの安全弁からの排出管が機関室内に導かれる場合であって、当該タンクの空気容量が機関室の容積の 10%を超える場合には、当該空気容量を機関室の容積に加える旨規定している。

今般、始動用空気タンクの空気容量にかかわらず、当該空気容量を機関室の容積に加えるべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 3 段階で設定する炭酸ガス放出量は、最大の貨物区域の容積を基準とする旨規定した。
- (2) 機関室を保護するための炭酸ガスの量の算定にあたって、始動用空気タンクの容量に関わらず、その容量を機関室の容積に加えるよう改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R10.4.3, R25.2.1 及び R25.2.2